

【研究ノート】

外国放送無線電報にかかわる外務省と逓信省の対応

～外務省の内閣情報局構想と情報委員会～

大野哲弥

OHNO, Tetsuya

キーワード：国際情報電信調査委員会；芦田均；通信社；大阪無線電信受信局

Received: 2015.11.28

はじめに

1921（大正 10）年 8 月 23 日、外務省に情報部が設置された。初代部長は、後に外相を務めた伊集院彦吉である。伊集院は原敬首相の指示のもと、当時読売新聞に所属し後に東方通信社主幹を務める伊達源一郎とともに欧州で情報機関に関する調査を行った。調査後、伊集院は、外務省、陸軍、海軍、大蔵省の情報部門を統一し内閣に情報局を設けようと提言した。この提言に対し原首相は、陸海軍まで纏めるのは到底無理であり、とりあえず外務省に情報局を設置するよう伊集院に指示した。外務省情報部と他省との関係は、「情報及宣伝に関し必要なる諸方面との連絡並外交に関する情報の供給及配布」¹⁾という内容に留まった。

1924 年、戦後首相を務める芦田均外務省情報部第 2 課長は、逓信省外信課と協力し、外務、陸軍、海軍、大蔵、逓信各省からなる国際情報電信委員会を主催し、対外宣伝活動の強化を試みた。この委員会の設置は、放送無線電報の活用の方法を討議することが大きな目的であったが、芦田は、委員会で内閣情報局構想を提議している。

本論では、第1次世界大戦時に登場した国際間の放送無線電報を巡る外務省と逓信省の動向を中心に検討を加える。

外国放送無線電報は、外国の無線局が特定の相手なしに無差別に送信する新聞電報を受信し、新聞社、通信社、官庁、在日外国公館に配布する業務である。特約外国放送無線電報は、外国通信社、新聞社と契約した国内の新聞社、通信社に受信した新聞電報を配布する業務である。対外放送無線電報は、海外の不特定の相手に対し、新聞社、通信社の記事を放送する業務である²⁾。なお、本文中の「新聞電報」は通信社電とほぼ同義である。

1. 外国放送無線電報受信に関する外務省、逓信省の対応

1923（大正 12）年 2 月 22 日、若宮貞夫逓信次官は、田中都吉外務次官あてに、大阪府下にまもなく竣工する無線電信受信局により、外国無線局が放送する新聞電報を受信して内地および殖民地の新聞社、通信社などに頒布する業務を開始したいと考えているので、至

急仏独米における新聞無線電報放送局に関する事項を調査、回答願いたいと依頼した³⁾。

逓信省の計画に対し、外務省は、同年3月29日、計画は大変有益であるが、外国無線局の放送する新聞電報は、その国の宣伝をするものがあり、通信の配布に関しては、外交上多少の手心を要する場合もあるので、同施策実施前に両省において協議することが好都合と考えたと回答した⁴⁾。外務省は逓信省に事前協議を求めたのである。

逓信省が外国からの新聞電報を受信し、通信社、新聞社へ配布する計画を立てている一方、外務省には、フランスのアヴァス通信社が在仏日本大使館を通し、ボルドー局と大阪局との間に新聞電報の交換が申し込まれていた。アヴァス社は料金不要としていた。

通信社（ニュース・エージェンシー）とは、新聞社や放送局にニュース、情報を提供する組織である。官庁や企業にもニュースを提供するが自身では大規模な媒体を持たない。現在の日本では共同通信社と時事通信社が通信社にあたる。明治末から大正にかけて帝国通信社（帝通）と日本電報通信社（電通）が2大通信社として覇を競っていた。

日露戦争後の米国の排日運動により対外情報発信の重要性が有識者の間で認められ、渋沢栄一らが中心となって1914（大正3）年に国際通信社が設立された。国際通信社は英国のロイター通信社と契約し、日本国内における独占配信権を得たが、対外発信に関しては、ロイターの求めに応じてロイター電として打電するというものであった。ロイター社の日本代理店という位置づけを出なかった。

また、第1次世界大戦中、中国においてドイツの宣伝活動が活発であったことから、対抗上東方通信社が外務省の後援のもと上海に設立された。東方通信社はその後、組織を改正し、1920年に本社を東京に移した。外務省は国際通信社、東方通信社に助成金を支出していた。

1923年4月1日、大阪無線電信受信局は、試験的にドイツのナウエン局、フランスのボルドー局、米国のグアム局、キャヴァイテ局から放送される新聞電報の傍受を開始した。外務省も在外公館を通じ、放送新聞電報に関する情報収集に努めていた。8月28日若宮通信次官は、田中外務次官に概要次の要請を行った。ナウエン局からの新聞電報受信業務が遠からず可能となる。日取りが確定次第連絡するので、関係会社へ通知されたい。またトランスオツエアン社に一般外国あて放送新聞電報のほか本邦あての内容のものを送ることができるか、できるとしたら料金、送信時刻その他条件を調査回答願いたい⁵⁾。若宮次官は、アヴァス社に関しても同様に料金などの調査回答を求めた。

2. 国際情報電信調査委員会の発足

11月27日、外務省は、欧米主要各国は既に通信社による新聞電報の放送を行っており、日本においても順次有力なる無線局が開設される状況にあるので、この問題について検討を進める必要があるとして、外務、逓信、陸軍、海軍など各省委員からなる調査委員会設置を企画した。

外務省は、無線放送に関して、各国の宣伝という面があるものの、費用が極めて低廉であり、到達区域の広範であることからニュース輸出の方法として頗る有力なること疑いな

く、積極的対外宣伝の手段として今後特に重要となるだろうとし、今後の発達次第では現在のニュース・エージェンシーの実務は革命的な変動をみる可能性があるとする将来性を評価していた。

調査委員会の議題としては、①現存の無線電信所、計画中の無線電信所の調査、②外国の放送する無線新聞電報配布の可否ならびに可とする場合の配布方法、③日本からの新聞電報送付方法、④無線設備拡充、拡張の必要程度、などが考えられていた。

在仏日本大使館になされたアヴァス社の提案は、ボルドー局発大阪局着のフランス情報を提携先の国際通信社と通して配布する、交換条件として、アヴァス社に託された日本の情報を大使館経由または将来大阪局発信が可能になれば電報によりフランスおよび諸外国に配布するというものであった。

外務省は通信省に、ボルドー局から放送される電報の受信には、記事掲載料がかからない旨を含め、アヴァス社の提案を伝えた。通信省は外務省に対し、対欧州送信局は、今後5か年計画で建設し、大阪無線所で受信した新聞電報を一般新聞社、通信社に有料で配布したい旨を回答した。送信局建設の目途が立っていない通信省にとって、外国から放送される新聞電報を受信して、有料で日本の新聞社、通信社に配信することは、ほとんど唯一の実現可能な業務であった。通信省は、無線設備拡張のための経費が確保できなかったため、送信所の建設を断念していた。通常電報の取扱いは、受信でも相手局に確認できないため、困難であった。

国内の通信社も無線の利用を検討していた。同年12月27日、東方通信社に転じていた伊達源一郎は、「無線放送と東方通信社」という題の意見書を外務省に提出した。国際間の放送無線電報の重要性に触れ、無線放送業務は、政府（外務省）と密接な関係にある通信社、つまり東方通信社が政府のコントロール下で行うべきである。特に受信に関しては検閲が必要だが、通信省が行うのは無理であり、政府と関係がありノウハウもある東方通信社が相応しいとした。他社排除の売り込みといえよう。国際通信社は、ロイターとの契約上対外発信を行うことができなかったため、東方通信社が名乗りをあげたのである。両社はその後、1926年6月1日に合併、日本新聞聯合社（1928年に新聞聯合社に改称）となった。

翌1924年5月5日、外務省が企画した調査委員会は、第1回国際情報電信調査委員会開催という形で実現した。委員会は公のものではなく各委員上司の了承のもと組織するものとされた。幹事は外務通信両者のうち1名を幹事として担当することとなった。外務、通信、陸軍、海軍、大蔵の各省の委員で構成された。第1回会議は、外務省芦田均情報部第2課長と後に国際電気通信株式会社副社長を務める通信省吉野圭三外信課長の連名で招集された。大蔵省委員は、後に大蔵大臣を務めた賀屋興宣主計官である。この会議で、委員会の名称が国際情報電報調査委員会と決定した。ここで使われている「情報」はほぼニュースと同義である。

6月2日の第3回委員会において外国への新聞電報の送信は極めて有効と合意されたことから、外務省情報部第2課は、7月16日次のとおり原案を提出した⁶⁾。①放送すべき新聞電報材料は主として東方通信社に担当させる、②送信局新設までの代用局として船橋無線局

を利用し、毎日約 40 分放送し、台湾の鳳山無線局にリピートさせる。③受信局として予想するのは、しばらく東洋、南洋方面に限り、大体次の諸局とする。地名の後の()は受信無線局の国籍である。(イ) 華北方面 北京(日中)、天津(日)、ハルビン(中)、柳樹屯(日)、旅順(日)、ウラジオストック(露)。(ロ) 華中、華南方面 軍艦または商船(日)、上海(仏)、香港(英)、雲南(仏)、広東(中)。(ハ) 南洋方面 マニラ(米)、シンガポール(英)。バンドン(蘭)、サイゴン(仏)、グアム(米)、バンコック(シヤム—現タイ)。(四) 電文用語は日本語のほか英語を併用する。(五) 各国において受信する報道は中国においては東方通信社、その他の地方では、適宜その他の通信社に利用させるよう連絡をとる。(六) 料金は逓信省と特定料金を決め、名義上の少額を徴収する。(七) 放送の情報は東方通信社が編纂したものを外務省情報部で取捨し、海軍省無線課に送付する。(八) 本計画の経費は最小限に抑え、ある程度成績を収めた時点で増額すべきか決める。

受信局として交渉が難航していた三井の双橋局が入っていないのが目をひく。

7 月 18 日、幣原喜重郎外相は芦沢謙吉駐華公使に、海軍無線電信を利用して新聞電報を放送する計画があるので、北京、哈爾浜、広東の中国局、上海のフランス局、香港の英国局などに受信の意向について確認願いたいと打電した。8 月 2 日にはシンガポール総領事を通し、マニラ、バタビア(現ジャカルタ)、サイゴン、シヤムの領事館に同じ趣旨を打電した⁷⁾。9 月 13 日に至り幣原外相は芳澤公使あてに、三井独占権との関係もあり、本件交渉は迫って申進ずる迄差し控えられたしと打電した。その後も台湾鳳山からの試験送信が続けられているので、この時の差し止めは中国国内あてに限られていたようである。

8 月 26 日の第 7 回会議で、情報機関の編成に関して討議された。外務省の芦田委員は、外務、陸軍、海軍の各省の情報機関を統合し、内閣に直属の情報局を設置する案を提出した。陸軍省は、統一機関の設立は無理であり、各省の連携を密にするため各省委員からなる常設委員会を設置する案を提出した。陸軍省、海軍省は、省内にある情報部門の縮小に異議を唱え、内閣直属組織設置を疑問視した。引き続き、各省、検閲、在外機関での連携が議題となった。

3. 外国放送無線電報受信業務にかかわる逓信省と外務省の対立

1924(大正 13) 年 9 月 4 日、桑山鉄男逓信次官は松平恒雄外務次官に、9 月 15 日から外国放送無線電報受信業務を開始する旨を通達するとともに在日外国公館への周知を依頼した。同日官報に「情報電報ヲ放送スル外國無線電信局及外國放送無線電報ノ交付ヲ取扱フ電信官署」が掲載された。外国無線電信所はボルドー、交付局は東京、大阪の中央局、対象は新聞社、通信社、官庁、在日外国公館であった。料金は 200 語以内 4 円、201 語以上は 50 語ごとに 1 円であった。帝国通信社(帝通)、日本電報通信社(電通)、国際通信社に加え、外務省情報部も配布を申し込んだ。

ところが 9 月 6 日、外務省は逓信省に対し外国放送無線電信業務の開始前に篤と協議したいと申し入れていたにもかかわらず、何ら協議もせず逓信省が外国放送無線電信業務の開始の改正を行ったと嚴重に抗議した⁸⁾。前述のとおり外務省は、外国無線局の放送する情

報電報には、日本の外交方針と相容れない諸外国の宣伝防止のために相当の取り締まりが必要であり、配布の考案に対しては、実行前に外務省と協議されたいと前年に申し入れていた。外務省は次の四点を通信省に確認を求めた。①配布前の検閲の措置、②外務省の申し出によりいつでも配布を停止できること、③通信省令によれば交付を受けた通信社、組合が適当に選択を加え翻訳し配布することを翻訳して配布することが禁じられていないと解釈できるが、そのように解釈して差し支えないか、④外国の宣伝を抑制するため必要な場合、検閲配布につき外務省と協議すること。

16 日犬養毅逋相は、幣原外相に概要次の回答をした。本件については当省吉野書記官が外務省芦田書記官と協議し、外務省として異存なき趣であり、公文回答に及ばずとのことであったことを念のために申し添えろとし、①大阪無線局に検閲係を設け、厳重に検閲する、②時機を逸せず協議したい、③適宜配布できるが、複数の新聞社などが組合して一つの受信者として受領申請することはできない、④異存なし。

外務省は9月22日付で通信省に概要次のように反論した。改正案の内示を受けていたが、当然公文による協議があるものと考えており、異存なしとした事実はない。

芦田書記官は吉野書記官から内示された時点で、将来の通信社のあり方について議論したようである。芦田自身は外国電報受信について積極的であったことに間違いはないだろう。芦田と吉野は、密接に連絡を取り合っており、その後の関係も良好であった。

4. 芦田均の内閣情報局構想

9月6日に外務省が通信省に厳重に抗議したが、国際情報電信調査委員会では、外務省と通信省の間の応酬の影響はみられない。しいていえば次回会議で外務省から検閲機関の提案があったことである。

9月13日の第8回会議では、外務省が、宮内、外務、内務、陸軍、海軍、逋信の各省の正副二名の主任官からなる検閲機関の設立を提案した。当日、新聞電報配布先として、当面中国あては見合わせ、バタビア、シンガポール、サイゴン、香港、シャム、マニラと交渉を進めている旨の報告があった。

1925（大正14）年1月9日の第11回会合で、外国新聞電報の取締について、事務の統一敏速を期すため、内務、外務、海軍、陸軍、宮内、司法、逋信の各省委員による組織「外国新聞電報取締委員会」を各省上司の承認のもと作ることが合意された。1月15日付で海軍省が外務省に提出した委員名簿の記録が残っている⁹⁾。

記録に残っている国際情報電信調査委員会の議事録は、2月13日に実施された第12回会合までである。この会は、外務省、陸軍省、海軍省の3省だけが出席し、各省情報事務の連繫と統一が議題にあげられた¹⁰⁾。非常時に関する用意と現在実行可能の範囲との2方向から少なくとも海軍、陸軍、外務3者間の情報事務の連絡または統一に関する方針確立を期するため次回会合（3月13日）において陸海軍省より具体案を提議し審議を進めるとある。しかし、会合は中止された。芦田の3月12日付の日記に、「明日の電信委員会に出る筈の諜報機関の統一問題で小村さんと意見が合わない」とある¹¹⁾。芦田の上司、小村欣一情報部

次長は、この問題に消極的であったようである。芦田は、6月にトルコ転勤を内示された。芦田は、トルコ、ベルギーでの勤務後、1932年外務省を辞め、衆議院議員に転身した。

芦田は、外務省情報部の初代部長伊集院彦吉と同様に、内閣情報局的な組織が必要¹²⁾と考えていた。その上で積極的な海外放送電報の実施と海外情報の収集、有力通信社の創設まで視野に入れて検討を進めていたが、実を結ばなかった。

5. 外国放送無線電報業務の廃止

1925年1月16日、出淵勝次外務省情報部長は津野一輔陸軍次官あてに、鳳山無線局より東方通信社の新聞情報を東洋、南洋の各地に放送する計画は、バンコック、バタビアの試験通信に成功し、2月初めより実行の見込みなので、陸軍省管轄の天津、奉皇島、無線台においてもこの放送を傍受し、北京、天津においては受信文をそれぞれ在地の公使館、総領事館に通達方取り計らい願いたいと要請した。バタビアあて送信は6月15日に開始された。一方、海外に新聞電報を送信する対外放送無線電報の取扱いは、5月30日に開始された。東方通信社、帝通、電通が契約を結んだ。

ところが外務省は、かねてから異議を唱えていた「外国放送無線電報受信業務」については廃止を企てた。9月29日、幣原外相は安達謙蔵逓相に、放送無線電信は実質的に宣伝なので、大国のうち新聞社などに許可しているところはなく、今後憂慮すべき結果に陥る可能性がある。逓信省において宣伝の防止を講じられるようにしたいので、内密に打ち合わせたと要請した。

外務省は、受信廃止を目的に逓信省に概要次の3案を提示した。①外務省、逓信省、大阪無線局の三者間に直通電話を設け、交付前に審査を行うこと、②外務省と特殊な関係があり、判断力も有する東方通信社または国際通信社に配布させること、③交付停止、である。外務省は、①案は実施が困難であり、②案は、公平を疑われる恐れがあり、③案以外の選択はないとし、省令廃止は困難を伴うので、省令を一部改正し、交付申請者に対する許可を取り消すべきであると結論づけた。

さらに、外国放送無線電信を受信配布する交換条件として外国において本邦放送無線を受信配布する相互主義をとるべきだという考えは、日本の無線送信所が十分整備されておらず、本邦より発信する新聞情報は世界的にみれば畢竟局地的情報に過ぎず多数掲載される期待はできずに結局本邦のみ多数受信掲載される結果、相互主義は有名無実に終わるべしと分析している。当時、磐城無線電信所から送信を試みていたが、ハワイあて以外良好な結果が得られていなかった。ハワイあてに関しても夏は空電が多く、支障が生じていた。

11月12日、外務省案に対して逓信省は概要次の回答を行った。①案は経費上も実行困難、②案は、同じ通信社である帝通や電通に対し不公平であり、同意困難である、③案は、差し止めが可能なので、宣伝的なものがあるという理由で外国放送電信の交付を廃止する理由がない、とし、次の提案をした。①検閲の便を図るため大阪での交付をやめ東京中央電信局においてのみ交付する、②外務省関係吏員を逓信真兼務として検閲を行い、支障のないもののみ交付する。これに対し、外務省は、深夜、早朝にも受信するので、要員数など

からみても事前検閲は困難であり、交付停止以外ないとした。通信省は、通信の発達を図ることが当省の使命であり、交付を希望する者にはできる限り便宜を与えることが必要であり、無暗に省令の変更は避けたいと回答した。外務省は、国策に反してまでも業務を続けたいというのは理解できない。省令に欠陥があるのも外務省と事前協議しなかったからだと捨て台詞を残し会談は終了した。

1926（大正 15）年 1 月 27 日、通信省は、交付廃止を外務省に連絡した。その方法として、大阪無線局を従来海底ケーブルで受信していた新聞電報の受信局とするので、今後外国放送無線電報受信の余裕がなくなるという理由で省令改正を図るとした。外務省の強硬な姿勢に通信省は屈服したのである。

同年 4 月 15 日、ドイツのトランスオツエアン社日本代表のプラウトが外務省情報部を訪れ、若杉要情報部第 2 課長が対応した。プラウトは、次のとおり抗議した。7 月 1 日以降外国放送無線電報の受信を廃止すると通信省から通知がきたが、その理由として大阪無線局を商業通信用にあてるとするのは方便であろう。片方向通信しかできないのでは商業通信に適さないので、ほかの理由があると考え。日独通信の発達のため外務大臣の影響力を使って通信省に再考するよう説得して欲しい。本件について、ドイツ大使が抗議する可能性もある。

若杉がほかの理由とは何かと尋ねたところ、プラウトは、日本連合通信社組織計画中であるため、トランスオツエアン社、帝通のナウエン通信を撲滅し、自分たちの立場を有利にするため通信省に働きかけたに間違いはない。他日日本において欧米に対する放送無線電報の設備ができたときドイツにおいて報復的に受信を拒絶することになれば日独関係上頗る遺憾に耐えないと回答した。

トランスオツエアン社の配信記事は、1924 年 10 月 28 日の『時事新報』に「英国メキシコ間の通商関係断絶」トップに（ナウエン無線帝通）最後に（トランスオツエアン放送）として掲載されている。同年 11 月 25 日の『中外商業新報』にも「英独通商条約：英国にすこぶる有利」という記事がナウエン放送（帝通）、トランスオツエアン通信社発として掲載されている。

プラウトの推測もあながち的外れではなかっただろう。東方通信社と国際通信社が合併し、日本新聞聯合社（聯合）が発足したのは同年 5 月 1 日である。東方通信社は、中国国内で記事を配信するために作られた会社であり、国際通信社は、実質的に日本におけるロイター通信社の代理店であった¹³⁾。両社は外務省の管理下にあった。国際通信社は、帝通を通して地方新聞にロイター電を配信していた。日本新聞聯合社構想は、4 月 17 日告知された。聯合は、発足を機に帝通から地方紙への配信権限を回収し、直接配信することとした。

5 月 6 日、ウィルヘルム・ゾルフ駐日ドイツ大使が出淵勝次外務次官を訪問、ナウエン局からの受信業務について質した。出淵次官は、欧米諸国でも受信配信業務を行っていないこと、他国からの受信も行わないことをゾルフに説明し、了承された。外国放送無線電信の受信業務は同年 10 月廃止された。帝通は、外堀、内堀と埋められ、1929 年に破産宣告を受けた。以後、聯合と電通の二大通信社の時代を迎える。

6. 情報委員会の発足

1932（昭和7）年5月、外務省は、陸軍省に「対外宣伝の統一を図るため両省の情報関係者が定期的に意見を交換する場を設けてはどうか」と提案、陸軍省も同意して時局同志会が発足した¹⁴⁾。さらに9月に外務次官を委員長とし、外務、陸軍、海軍、文部、内務、逓信の六省の局部長レベルの委員で構成される情報委員会が発足した。情報委員会は、聯合と電通を合併し、国家を代表する通信社とする方針を決定した。この方針に電通が強く反発した。この年の10月、聯合通信社の要望を受け、逓信省は、外国放送無線電信の受信業務取扱いを再開した。聯合、電通の合併交渉は、難航したが、政府は、1935（昭和10）年11月7日、社団法人同盟通信社の設立を認可した。

1935年12月、国際放送電報規則が制定され、社団法人の通信社のみが海外との放送電報の発着の取扱いを受けられる制度に改定された。電通は、海外との放送電報の利用ができなくなった。1936年6月1日、電通通信部は、同盟通信社に吸収された。国際放送無線電報は、電通の業務継続の成否を握る業務になっていたのである。翌7月、内閣書記官長を委員長とし、全省庁をメンバーとする内閣情報委員会が発足した。

おわりに

外務省は、第1次世界大戦後、放送無線電報の活用法を検討するため、国際情報電信委員会を設置した。その中では内閣情報局構想も提出された。1932年情報委員会が設置され、伊集院の構想が実現する。当初限定した利用しかできなかった放送無線電報は、この頃になると通信社の命運を左右する存在となっていた。放送無線電報の利用制限により、電通通信部は吸収され、同盟通信社の独占に結びついた。

註

- 1) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上（原書房、1969年）1032
- 2) 逓信省編『逓信事業史』第3巻（逓信協会、1940年）607-608
- 3) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B12081393100、帝国各国間無線電信連絡及利用ニ関スル雑件（B-3-6-11-38）（外務省外交史料館）
- 4) JACAR: B12081393600、帝国各国間無線電信連絡及利用ニ関スル雑件（B-3-6-11-38）（外交史料館）
- 5) JACAR: B12081393200、帝国各国間無線電信連絡及利用ニ関スル雑件（B-3-6-11-38）（外交史料館）
- 6) JACAR: B03040806800、国際情報電信調査委員会関係一件（B-1-3-1-190）（外交史料館）
- 7) JACAR: B10074942600、本邦各国間無線電信連絡利用雑件／日、支間ノ部（F-2-2-2-3-8）（外交史料館）
- 8) JACAR: B12081393600、帝国各国間無線電信連絡及利用ニ関スル雑件（B-3-6-11-38）（外交史料館）
- 9) JACAR: B03040655100、新聞雑誌出版物等取締関係雑件 第五巻（B-1-3-1-076）（外交史料館）
- 10) JACAR: B03040808000、国際情報電信調査委員会関係一件（B-1-3-1-40_001）（外交史料館）
- 11) 芦田均『芦田均日記』第2巻（柏書房、2012年）544
- 12) 有山輝雄『情報覇権と帝国日本—海底ケーブルと通信社の誕生—』Ⅰ（吉川弘文館、2013年）362-373
- 13) 里見修『ニュース・エージェンシー—同盟通信社の興亡—』（中央公論新社、2000年）47-52
- 14) 同上書 87-91